

返 戻 金 制 度

人材の採用決定権限がすべて求人者にあることに鑑み、採用された被紹介者が採用決定後、株式会社シーエスの責に帰すべき事由によらずして退職した場合または解雇された場合には、株式会社シーエスは何らの責任を負わないものとする。

但し、採用された被紹介者が入社後 3 カ月以内に被紹介者の都合により退職した場合は成功報酬を下記の通り求人者に返還するものとする。

入社後 1 ヶ月以内の退職・・・成功報酬の 5 0 %を返還

入社後 2 ヶ月以内の退職・・・成功報酬の 3 0 %を返還

入社後 3 ヶ月以内の退職・・・成功報酬の 1 0 %を返還

許可番号

14-ユ-301155

事業所の名称及び所在地

株式会社シーエス

横浜市港北区新横浜 3 丁目 22 番 5 号 8F